

Ⅲ まちづくり条例に規定するその他の事項

1 附属機関（（仮称）まちづくり審議会）の設置

まちづくり条例を適正に運用し、その透明性を確保するため、市長の附属機関として「武蔵村山市まちづくり審議会（仮称。以下「まちづくり審議会」という。）」を設置します。

(1) まちづくり審議会の所掌事項

まちづくり審議会は、まちづくり条例の運用にかかわる事項について審議します。その内容は、おおむね次の事項とします。

- ① 「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」の決定に関する審議
- ② 「推進地区」の指定に関する審議
- ③ 「推進地区まちづくり計画」の決定に関する審議
- ④ 「地区まちづくり協議会」及び「地区まちづくり準備会」の認定に関する審議
- ⑤ 「地区まちづくり計画」の決定に関する審議
- ⑥ 「テーマ型まちづくり協議会」及び「テーマ型まちづくり準備会」の認定に関する審議
- ⑦ 「テーマ型まちづくり方策」の採用に関する審議
- ⑧ 「景観重点基準」の設定に関する審議
- ⑨ 「景観形成地区」の指定に関する審議
- ⑩ 「景観形成基準」の設定に関する審議
- ⑪ 「景観重点基準」又は「景観形成基準」に適合しない建築等に対する勧告に関する審議
- ⑫ 「開発事業」に対する指導に関する審議
- ⑬ 「大規模開発事業」に対する指導に関する審議
- ⑭ 「拡幅推進狭あい道路」の指定に関する審議
- ⑮ 勧告・命令・公表を行うことに関する審議
- ⑯ まちづくり条例の運用にかかわる事項に関する建議

(2) まちづくり審議会の構成

法律、都市計画、建築等の分野について識見を有する者及び市民の10人程度で構成することとします。

2 まちづくりの支援

市民のまちづくりの発想・発意を生かすとともに、主体的・積極的なまちづくり活動を軌道に乗せるための支援を、次のとおり行うものとします。

- ① 「地区まちづくり準備会」及び「テーマ型まちづくり準備会」への情報提供及び専門家の派遣
- ② 「地区まちづくり協議会」及び「テーマ型まちづくり協議会」への情報提供、専門家の派遣及び活動費の助成

3 まちづくり条例の実効性の確保

まちづくり条例の実効性を確保するため、次の場合について勧告、命令、公表、罰則の規定を設けるべきと考えられます。

勧告	①	「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」、「推進地区まちづくり計画」又は「地区まちづくり計画」の区域内において建築等を行う場合に、届出をしないとき。又は虚偽の届出をしたとき。
	②	「狭山丘陵景観重点地区」又は「景観形成地区」の区域内において建築等を行う場合に、届出をしないとき。又は虚偽の届出をしたとき。
	③	「狭山丘陵景観重点地区」の区域内において「景観重点基準」に適合しない建築物の建築等をしようとし、又はしたとき。
	④	「景観形成地区」の区域内において「景観形成基準」に適合しない建築物の建築等をしようとし、又はしたとき。
	⑤	開発事業において、適合通知書の交付を受ける前に工事に着手したとき。又は適合通知書の内容と異なる工事をしたとき。
	⑥	開発事業において、協定締結前に工事に着手したとき。又は協定の内容と異なる工事をしたとき。
	⑦	開発事業において、偽り又は不正の手段により適合通知書の交付を受けたとき。
命令 (工事の停止、中止、違反是正措置)	⑧	⑤⑦の勧告に従わないとき。
公表	⑨	⑥の勧告に従わないとき。
	⑩	⑧の命令に従わないとき。
罰則	⑪	⑧の命令に違反したとき。
(過料)	⑫	「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」、「推進地区まちづくり計画」又は「地区まちづくり計画」の区域内において建築等を行う場合に、届出をしないとき。又は虚偽の届出をしたとき。(勧告後)
	⑬	「狭山丘陵景観重点地区」又は「景観形成地区」の区域内において建築等を行う場合に、届出をしないとき。又は虚偽の届出をしたとき。(勧告後)